

家畜人工授精所開設許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第24条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けたいので、家畜改良増殖法施行規則第32条各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 2 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所
- 3 家畜の種類及びその業務の別
- 4 家畜改良増殖法第27条の種畜の種類、品種及び名前並びに他人がこれを飼養する場合にあってはその飼養者の住所及び氏名又は名称並びにその精液提供に関する契約等の概要
- 5 家畜人工授精所の構造、設備及び器具の概要
- 6 その他 (①と②それぞれについて丸で囲むこと。)
 - ① 家畜人工授精所開設許可証への旧姓併記の希望の有無 有・無
 - ② 申請に係る家畜人工授精所の施設又は申請者に関する外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条第一項に規定する届出の要否 要・不要

(日本産業規格A4)

備考

- 1 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌のふたから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 2 6②の届出を要する場合にあっては、当該届出をしたときは、速やかに、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。なお、「要」には既に届出した場合も含めるものとし、この場合においても、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。